（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引所の提出書類） **第百十二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融商品取引所は、次に掲げる書類を理事会又は取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。 一　期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［略］ ［5～8　略］ （金融商品取引所持株会社の提出書類） **第百十三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融商品取引所持株会社は、次に掲げる書類を取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定に基づき、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。 一　期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［略］ 5　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金融商品取引所の提出書類） **第百十二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　期末及び中間期末（法第二十四条の四の七第一項に規定する上場会社等にあっては、各四半期末）における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［同上］ ［5～8　同上］ （金融商品取引所持株会社の提出書類） **第百十三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　期末及び中間期末（法第二十四条の四の七第一項に規定する上場会社等にあっては、各四半期末）における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［同上］ 5　［同上］

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引所等へ提供する残高情報） **第十五条の三**　［略］ 2　［略］ 3　第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された発行済株式の総数又は発行済口数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された発行済株式の総数又は発行済口数）とすることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金融商品取引所等へ提供する残高情報） **第十五条の三**　［同上］ 2　［同上］ 3　第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された発行済株式の総数又は発行済口数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された発行済株式の総数又は発行済口数）とすることができる。